

四條畷市庁舎通話録音装置における通話録音記録の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四條畷市庁舎（以下「市庁舎」という。）に設置する通話録音装置における通話録音記録の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 市庁舎に設置される通話を録音する機器をいう。ただし、各課が所有する通話録音機能付き電話機器は除く。

(2) 通話録音 次に掲げるものの通話内容を録音することをいう。

ア 市庁舎の電話番号（072-877-2121及び0743-71-0330に限る。以下同様。）あての電話

イ 市庁舎の電話番号から外部に架電した電話

(3) 通話録音データ 通話録音装置により録音され、保存された音声ファイルをいう。

(4) 音声テキストファイル 通話録音データが文字起こしされたものをいう。

(5) 通話録音記録 通話録音データ及び音声テキストファイルをいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音記録の適正な管理及び運用を行うため、通話録音記録管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び通話録音記録運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、広聴担当課長とし、通話録音記録の管理及び運用に関する事務を統括するとともに、この事務が適正に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 運用責任者は、広聴担当課の課長代理級又は主任級職員のいずれかをもって充てることとし、管理責任者の指揮のもと、通話録音記録の管理及び取扱いに関する事務を行う。

4 管理責任者は、運用責任者以外の者に通話録音記録の操作をさせてはならない。ただし、保守及び維持管理に必要なために操作する場合はこの限りではない。

5 管理責任者及び運用責任者は、通話記録の漏洩、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

(通話録音記録の利用及び提供の制限)

第4条 通話録音記録は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下

「法」という。)に規定する場合を除いて、次の各号に掲げる目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(1) 通話録音記録を基に生成される、よくある問い合わせ及び回答を作成し分析すること。

(2) 通話録音記録を基に作成した、市政への意見や要望に該当する内容を今後の施策立案に活用すること。

(通話録音記録の複製)

第5条 通話録音記録は、法令等の規定にある場合を除き複製してはならない。

(通話録音記録の保存期間)

第6条 通話録音記録の保存期間は、四條畷市文書管理規程（平成17年規程2号）第32条第1項第6号に基づき、通話録音した日から起算して60日間とし、保存期間を終了した通話録音記録の消去は、通話録音装置の自動削除機能を用いて行うものとする。ただし、法令に基づく要請があった場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により保存する場合は、管理責任者が必要と認める期間までとする。

(通話録音記録の取扱い)

第7条 通話録音記録は、四條畷市情報公開条例（平成11年条例第26条）第2条第1項に規定する行政文書として取扱い、同条例、法及び四條畷市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第28号）の規定により適切に管理するものとする。

2 職員は、法令等の規定に基づく場合を除き、通話録音記録の修正を行ってはならない。

(通話録音記録の取出し)

第8条 管理責任者は、第5条に規定する目的を達するために必要な場合、法第69条第2項各号のいずれかに該当すると認める場合及び、法又は四條畷市情報公開条例に基づく開示請求等があった場合は、運用責任者に対し、通話録音記録の取出しに際して必要な事項を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた運用責任者は、通話録音記録を取り出したときは、通話録音記録取出管理台帳（様式第1号）に必要な事項を記録しなければならない。

(通話録音記録の事故報告)

第9条 管理責任者は、通話録音に係る業務において、漏洩、盗難、紛失その他の事故が

生じた場合は、四條畷市情報セキュリティポリシーに基づき関係者に報告しなければならない。

(適用除外)

第10条 この要綱の第2条第1号ただし書きの各課が所有する通話録音機能付き電話機
器にあつては、第3条から第9条までの規定は適用しない。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

通話録音記録取出管理台帳

入退室日時	所属、氏名	データ種別、数量	データ取出しの目的	管理責任者 確認欄
～				
～				
～				
～				
～				
～				
～				
～				
～				